

東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会運営要領 改定（案）

平成18年 2月27日 制定

平成19年 3月 5日 一部改正

平成21年 3月13日 一部改正

（目的）

第1条 本要領は、東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会の設置に関する細則（以下「細則」という。）第6条に基づき東日本高速道路株式会社事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議方法について必要な事項を定めるものである。

（委員会の開催）

第2条 委員会は、原則として次の場合に開催するものとする。

- 一 細則第2条第一号に定める対応方針（原案）の提出があった場合
- 二 細則第2条第三号に定める対応方針（案）の提出があった場合
- 三 その他、委員長又は社長が必要と認める場合

2 委員会は委員総数の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

3 委員会での議事を決する必要がある場合には、出席委員の過半数の賛成で決するものとし、可否同数の時は委員長が決するものとする。

（審議対象事業の審議）

第3条 委員会は、再評価及び事後評価を実施するにあたり、国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の策定について（平成20年7月1日付け国官総第164号の2・国官技第47号の2事務次官通達）により通知された国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領を基本とし、審議を行うものとする。

（審議過程の透明性の確保）

第4条 委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員会の開催については、あらかじめ公表するものとする。

2 委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

3 委員会における審議内容については、その議事録を公表するものとする。

4 議事録の公表に合わせ委員会に提出された資料については公表するものとする。

ただし、個人情報等で委員会が公表することが適切でないと判断したものについてはその限りでない。

5 議事録及び委員会に提出した資料の公表は、委員会終了後速やかに行うものとする。

ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議過程を含めて公表するものとする。

(専門家の意見の徴取)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができる。

(複合事業)

第 6 条 複合事業について、再評価に係る対応方針 (原案) は当該事業の全事業主体が協議して作成し、審議方法は個別案件の内容に応じて次の方法を基本として、事業主体の長が協議して定める。

ただし、委員会から基本の審議方法以外の提案があった場合は、これを踏まえ、協議するものとする。

- 一 個別案件について、初期段階からは関わっていない事業主体は、初期段階から関わっている事業主体 (以下「主たる事業主体」という。) の事業評価監視委員会に当該案件の審議を委任する。
- 二 個別案件について、複数の主たる事業主体の事業評価監視委員会で審議対象事業として抽出された場合には、1 つの事業評価監視委員会に他の事業評価監視委員会委員を加えて合同で審議を行う。

(その他)

第 7 条 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は委員会の審議で決定する。

附 則 [平成 18 年 2 月 27 日]

本運営要領は、平成 18 年 2 月 27 日より施行する。

附 則 [平成 19 年 3 月 5 日]

本運営要領は、平成 19 年 3 月 5 日より施行する。

附 則 [平成 21 年 3 月 13 日]

本運営要領は、平成 21 年 3 月 13 日より施行する。

【参考】運営要領改定の新旧対比

(旧)

(審議対象事業の審議)

第3条 委員会は、再評価及び事後評価を実施するにあたり、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について(平成15年3月31日付け国官総第702号の2・国官技第351号の2事務次官通達)により通知された国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領を基本とし、審議を行うものとする。

(新)

(審議対象事業の審議)

第3条 委員会は、再評価及び事後評価を実施するにあたり、国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の策定について(平成20年7月1日付け国官総第164号の2・国官技第47号の2事務次官通達)により通知された国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領を基本とし、審議を行うものとする。